

岐阜県協働化・大規模化等による職場環境改善事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、経営の安定化に向けた協働化・大規模化等による職場環境の改善を図るため、予算の範囲内で、岐阜県協働化・大規模化等による職場環境改善事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 岐阜県内に事業所を有する複数の法人により構成される事業者（以下「事業者グループ」という。）であること。
 - (2) 小規模法人（1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営する法人をいう。以下同じ。）を1以上含む事業者グループであること。
 - (3) 小規模法人を除いた事業者グループを構成する全ての法人の本社が、岐阜県内に所在していること。
- 2 前項に規定する要件の全てを満たす社会福祉連携推進法人を構成する事業者グループも補助事業者とする。
- 3 申請を行う事業所グループの代表者（以下「申請代表者」という。）は、介護事業所・介護施設等（介護保険法（平成9年法律第123号）に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所を対象とする。以下「介護事業所等」という。）を運営する法人とする。なお、事業者グループには、介護事業所等の他、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める施設・事業所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める障害福祉サービス事業所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉サービス事業所等、介護保険サービス以外の福祉サービスのみを提供する法人が運営する事業所を含めることができる。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（法人にあつては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条第6号に規

定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。)

- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人等
- (4) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用している法人等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人等

(補助事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)及び経費(以下「補助対象経費」という。)、補助基準額並びに補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて算定した額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)と、事業者グループを構成する法人数に応じて算出した基準額とを比較して、少ない方の額とする。なお、消費税及び地方消費税分は対象外とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 次の場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。この場合において、承認の申請書の様式は、別記第2号様式によること。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方

の額の10%以内の変更を除く。)をする場合

イ 補助事業の内容の変更(補助事業に要する経費の20%以内の減額を除く。)をする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (3) 知事が第14条の規定により報告を求め、若しくは指示をし、又は職員に、帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させる場合は、これを拒まないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上(補助事業者が地方公共団体の場合は、50万円以上)の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「政令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (7) 補助を受けた事業者グループの申請代表者は、補助を受けた翌年度、業務改善計画に対する効果を県に対し報告すること。また、業務改善計画及び当該計画に対する効果報告の内容を、県から厚生労働省へ報告することについて同意すること。
- (8) 補助対象経費について、地域医療介護総合確保基金で実施する「介護テクノロジー導入支援事業」、経済産業省が実施している「IT導入補助金」等、他の補助金等の助成を受けていないこと。また、他の国庫補助による社会福祉連携推進法人の設立に向けた補助金等を受けていないこと。
- (9) 補助を受けた事業所は、厚生労働省等が実施する調査研究事業等に可能な限り協力すること。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付決定の日から30日以内とする。

2 前項の申請の取下げは、別記第3号様式により行うものとする。

(実績報告等)

第9条 実績報告書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第4号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日(廃止又は中止の承認を受けた場合は、

当該承認を受けた日。以下同じ。) から30日を経過する日又は補助事業の完了の日の属する年度の2月28日のいずれか早い日とする。

(履行確認)

第10条 知事は、事業完了後速やかに、実績報告書のほか、必要に応じて行う現地調査又は聴取により、履行の確認を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による現地調査を行うときは、あらかじめ、補助事業者に対し、調査の日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に調査を行う必要があるときは、この限りでない。

(補助金の交付時期等)

第11条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第5号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第12条 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消すものとする。

2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(関係書類の保存期間)

第13条 補助事業者は補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上(補助事業者が地方公共団体の場合は、50万円以上)の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は政令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(報告、検査等)

第14条 知事は、必要があると認める場合は、補助事業者に対して報告を求め、若しくは補助事業の実施に関して必要な指示をし、又は職員に、帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは補助事業者に質問させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第4条関係）

補助事業	補助対象経費	補助基準額	補助率
<p>経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に資する事業</p>	<p>① 合同での人材募集や一括採用等による人材確保や共同での職場の魅力発信に必要な経費</p> <p>② 共同送迎の実施に向けた調査等に必要な経費</p> <p>③ 共同発注による福利厚生の実施や職場環境改善等、従業員の職場定着や職場の魅力向上に資する取組に必要な経費</p> <p>④ 合同研修や人事交流の実施等、共同での人材育成に必要な経費</p> <p>⑤ 人事管理や給与制度、福利厚生等のシステム・制度の共通化に必要な経費</p> <p>⑥ 加算の取得事務を含む業務の集約・共同での外部化に必要な経費</p> <p>⑦ 各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等に必要な経費</p> <p>⑧ 協働化等にあわせて行う ICT インフラの整備に必要な経費（通信費は対象外）</p> <p>⑨ 協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に必要な経費（事業所車両の購入費は対象外）</p> <p>⑩ 経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に必要な経費</p>	<p>事業者グループを構成する法人数1につき120万円とし、訪問介護事業所を運営する法人の場合は30万円を加算する。</p> <p>※構成する法人数に制限はないが、1事業者グループあたり最大1,200万円を上限とする。</p>	<p>4/5</p>

※ 補助事業は、岐阜県内の事業所を対象に実施される事業に限る。

※ 設備や機器等の導入については、導入に要する経費のみを対象とし、保守経費等は対象外とする。